

第23章 金融検査体制

平成15年度の金融検査体制の整備

- 1．金融検査の充実強化のためには、検査体制の整備が不可欠であり、平成15年度については、検査局担当の審議官が設置され、日本郵政公社及び政策金融機関に対する検査人員を新規増員するとともに、部門についても、2部門（日本郵政公社及び政策金融機関）増設して21部門に拡充した。

拡充後の部門配置は、第1部門から第5部門は主要行、第6部門から第8部門は外国銀行支店、外国証券会社等、第9部門から第12部門は地方銀行・第二地方銀行、第13部門から第15部門は保険会社、第16部門から第18部門は証券会社等、第19部門は機動的検査部門、第20部門から第21部門は日本郵政公社及び政策金融機関とした（別図23 - 1参照）。

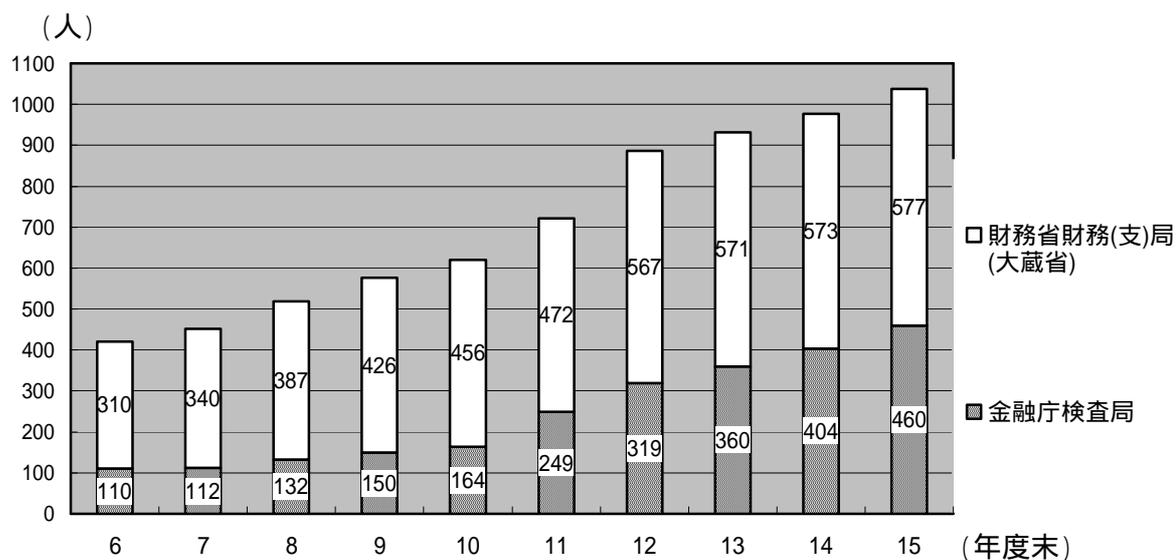
- 2．金融検査に従事する職員数は、別図23 - 2に示す通り、検査局及び財務（支）局において、それぞれ56人増の460人、4人増の577人となった。

（注）各課の所掌事務に関しては、「総務課」は、金融検査の方針及び実施計画の作成、金融検査についての財務（支）局との連絡調整、金融検査の実施のほか、金融検査に従事する職員の指導訓練及び金融検査に関する事務の指導監督等を担当し、「審査課」は、検査報告書の審査、金融検査結果の通知事務等を担当している。また、「検査監理官」は金融検査のうち重要なものの実施等を担当している。（別図23-3参照）

別図23 - 1 各部門が主として担当する検査対象業態

| 部門の名称 | 主として担当する検査対象業態 |
|-------|----------------|
| 第1部門 | 主要行 |
| 第2部門 | |
| 第3部門 | |
| 第4部門 | |
| 第5部門 | |
| 第6部門 | 外国銀行支店、外国証券会社等 |
| 第7部門 | |
| 第8部門 | |
| 第9部門 | 地方銀行、第二地方銀行 |
| 第10部門 | |
| 第11部門 | |
| 第12部門 | |
| 第13部門 | 保険会社 |
| 第14部門 | |
| 第15部門 | |
| 第16部門 | 証券会社、投資信託委託会社等 |
| 第17部門 | |
| 第18部門 | |
| 第19部門 | 機動的検査部門 |
| 第20部門 | 日本郵政公社、政策金融機関 |
| 第21部門 | |

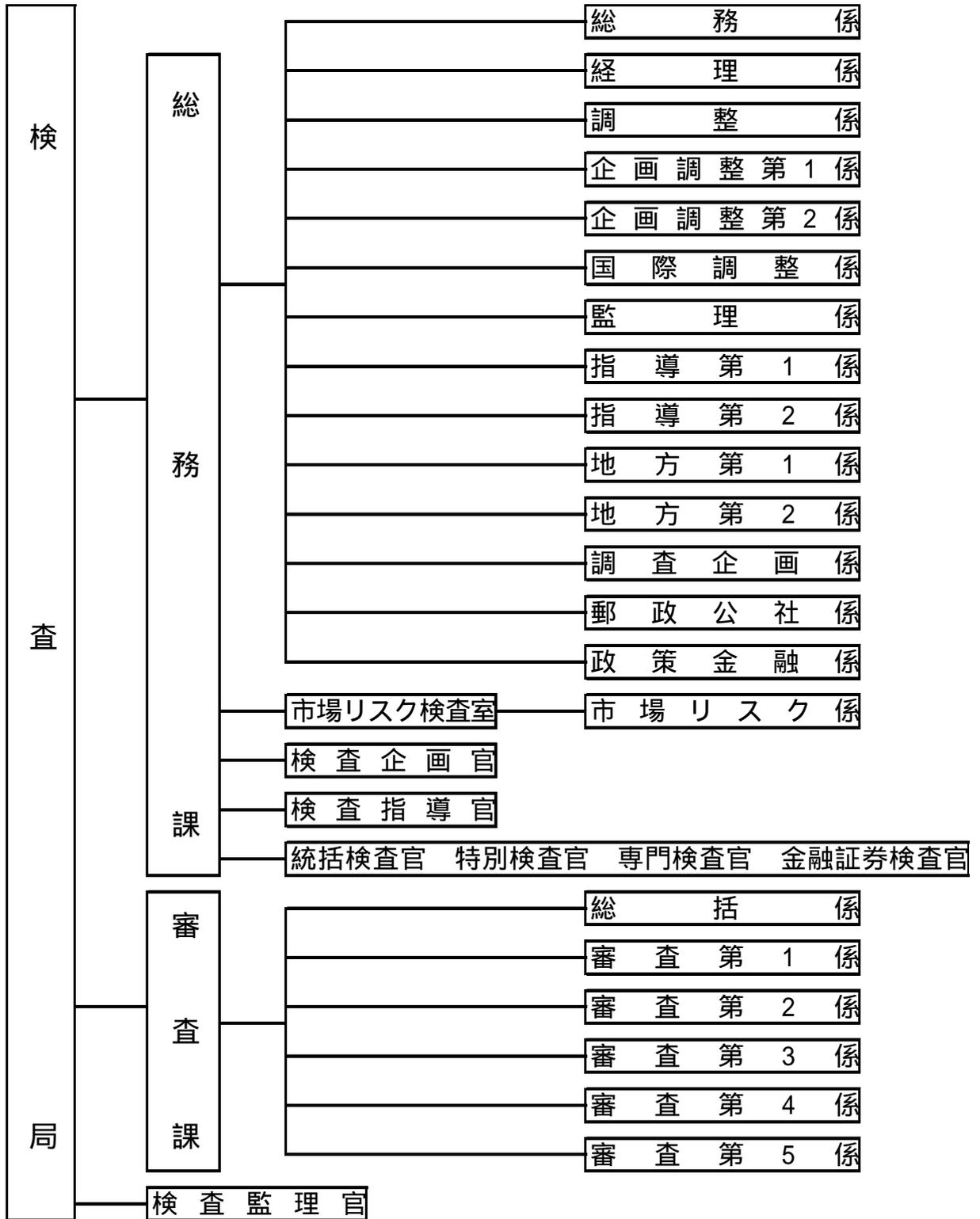
別図23 - 2 金融検査に従事する職員数の推移



(注1) 金融庁検査局の平成9年度末以前は大蔵省大臣官房金融検査部の職員数、10、11年度末は金融監督庁検査部の職員数である。

(注2) 金融監督庁発足以降民間から中途採用した専門家も、金融検査に従事している。(第2章第3節を参照)

別図23 - 3 金融庁検査局組織図（平成15検査事務年度）



今後の体制整備について

平成16年度機構・定員及び予算において、審査機能の強化、検査の質の向上、システム、デリバティブ、信託等、新たな課題への対応として、審査企画官新設のほか21名（定員削減等4名を含む純増18名）の金融検査に従事する職員の増員が認められ、460名から478名体制となる見込みである。

（注1）金融庁検査局と財務（支）局との関係（資料23 - 1参照）

金融庁長官は、民間金融機関等の検査に係る権限の一部を財務（支）局長に委任している。この委任している事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督しており、検査に係る金融庁の指揮命令系統を明確にするため、財務（支）局の理財部には検査監理官を設けている。

（注2）金融庁内における検査局と証券取引等監視委員会との関係（資料23 - 1参照）

証券会社については、検査局と証券取引等監視委員会の双方が検査を実施しており、経営の健全性を確保する観点からの検査は検査局が担当し、証券会社の取引等の公正を確保する観点からの検査は証券取引等監視委員会が担当することとなっている。

なお、個人投資家の市場参加の促進等による市場の活性化を図るためには、証券市場に対する信頼の保持に向け、市場監視・検査体制の強化を図る必要があることから、証券会社に対する検査は、証券取引等監視委員会との連携を強化し、合同検査を原則とするなど、効果的な検査の実施に努めている。